小規模個人再生による再生手続廃止

平成２３年（再イ）第１０号

千葉県東金市田間79番地４
再生債務者　鈴木　　等
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成23年７月11日
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２３年（再口）第２１号

横浜市港南区東芹が谷５番22号　レオパレス上永谷第４―105
再生債務者　福井　陽介
１　決定年月日時　平成23年７月11日午前10時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年８月８日まで
４　一般異議申述期間　平成23年８月22日から平成23年８月29日まで
横浜地方裁判所第３民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２３年（再口）第１号

佐賀県鹿島市大字音成甲2645番地
再生債務者　小野原浩幸
１　意見聴取に付する再生計画案　平成23年６月６日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成23年８月１日まで
平成23年７月４日　佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（再口）第４１号

大阪市生野区中川東２丁目15番18号
再生債務者　樋口　初良
１　意見聴取に付する再生計画案　平成23年７月５日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成23年８月５日まで
平成23年７月８日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（再口）第７号

京都市左京区田中西大久保町12番地６
再生債務者　鈴木　直美
１　意見聴取に付する再生計画案　平成23年７月７日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成23年８月11日まで
平成23年７月11日
京都地方裁判所第５民事部再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２３年（再口）第１号

三重県四日市市海山道町１丁目12番地４
再生債務者　池田　憲美
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年６月６日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年７月11日　津地方裁判所四日市支部

平成２３年（再口）第１号

大津市下阪本１丁目48番34号
再生債務者　間瀬　智和
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年７月５日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年７月７日
大津地方裁判所民事部再生係

平成２３年（再口）第１号

愛媛県松山市別府町634番地３
再生債務者　藤林　　盛
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年７月７日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年７月11日　松山地方裁判所

給与所得者等再生による再生手続廃止

平成２２年（再口）第９号

千葉県富里市七栄39番地17
再生債務者　椎名　孝明
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法243条２号に定める事由がある。
平成23年７月11日　千葉地方裁判所佐倉支部

国家公務員共済組合連合会職員共済組合定款の一部変更について

国家公務員共済組合連合会職員共済組合定款（平成13年４月１日制定）を次のように変更する。
平成 23 年６月 30 日　国家公務員共済組合連合会職員共済組合代表者
国家公務員共済組合連合会理事長　尾原　榮夫

附則第７条の次に次の１条を加える。
（災害見舞金附加金）
第８条　組合は、法第52条及び施行令第11条の３第１項の規定に基づき、東日本大震災（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第２第１項に規定する東日本大震災をいう。）により災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた地域内にある組合員又はその被扶養者の住居又は家財に当該災害による損害を受け、当該損害について組合員が法第71条の規定による災害見舞金の支給を受けるときは、当該組合員に対し、次の各号に掲げる組合員の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる月数を当該災害見舞金の計算の基礎となった標準報酬の月額に乗じて得た金額を災害見舞金附加金として支給する。
⑴　標準報酬の月額の３月分の災害見舞金の支給を受ける組合員　２月
⑵　標準報酬の月額の2.5月分の災害見舞金の支給を受ける組合員　1.5月
⑶　標準報酬の月額の２月分の災害見舞金の支給を受ける組合員　1.2月
⑷　標準報酬の月額の1.5月分の災害見舞金の支給を受ける組合員　0.9月
⑸　標準報酬の月額の１月分の災害見舞金の支給を受ける組合員　0.6月
⑹　標準報酬の月額の0.5月分の災害見舞金の支給を受ける組合員　0.3月
附　則
この変更は、平成23年７月１日から施行し、同年３月11日から適用する。

会社公告

合併公告

左記法人は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。
なお、この合併については平成二十三年七月七日に合併後の旧主務官庁の認可を得ています。
また、合併後の存続法人の名称を財団法人桐生市スポーツ文化事業団と変更いたします。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
平成二十三年七月二十日
群馬県桐生市相生町三丁目三〇〇番地
（甲）財団法人桐生市体育協会
会長　北川　　洋
群馬県桐生市織姫町二番五号
（乙）財団法人桐生市市民文化事業団
理事長　亀山　豊文
群馬県桐生市東七丁目三番五〇号
（丙）財団法人桐生市施設管理協会
理事長　亀山　豊文

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）http://www.ussnet.co.jp/jpn/ir/kk/fujioka/index.html
（乙）http://www.ussnet.co.jp/jpn/ir/kk/niigata/index.html
平成二十三年七月二十日
群馬県藤岡市中三八七番地
（甲）株式会社ＵＳＳ群馬
代表取締役　新井　栄一
新潟県見附市新幸町一番一号
（乙）株式会社ＵＳＳ新潟
代表取締役　安藤　之弘